**千葉市一般競争入札実施要領**

（趣旨）

第１条　この要領は、千葉市一般競争入札実施要綱（平成７年４月１日施行。以下「要綱」という。）第１３条の規定に基づき、要綱の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第２条　要綱第２条１号に規定する政府調達協定一般競争入札の対象は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号。以下「特例政令」という。）の適用を受ける建設工事並びに建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託（以下「建設工事等」という。）とする。

２　要綱第２条第２号に規定する制限付一般競争入札の対象は、特例政令の適用を受けない、設計金額２５０万円超の建設工事並びに設計金額１００万円超の建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託とする。

（入札参加資格）

第３条　要綱第３条第２項に規定する入札参加資格については、次に掲げる方法により、可能な限り客観的な指標をもって設定するものとし、当該資格を明示するものとする。

（１）要綱第３条第２項第２号の「経営事項審査結果通知書における一定値以上の総合評定値」は、「有効期限内で最新の総合評定値（Ｐ）が、○○工事○○○点以上」と定めるものとする。

（２）要綱第３条第２項第３号の「同種の施工又は履行実績」は、必要として指定する工法、条件等を満たす建設工事等で、原則「公告日から過去１５年間に完成し引渡しの済んだ施工又は履行実績」と定めるものとする。

（入札参加資格等の審査）

第４条　要綱第４条に規定する入札参加資格等の審査は、次の各号に掲げる建設工事等の種類により、それぞれ当該各号に定める機関において行うものとする。

（１）１件当たりの設計金額が３億円以上の建設工事等　千葉市建設工事等入札参加基準審査委員会

（２）その他の建設工事等　千葉市建設工事等入札参加資格等審査会

（公告）

第５条　要綱第５条に規定する公告は、開札日の前日（電子入札にあっては、入札期間の末日）から起算して、政府調達協定一般競争入札にあっては、少なくとも４０日前までに、制限付一般競争入札にあっては、少なくとも１０日前までに行うものとする。ただし、政府調達協定一般競争入札において急を要する場合は、その期間を１０日までに、制限付一般競争入札において急を要する場合は、その期間を５日までに、短縮することができるものとする。

（入札参加資格の確認に必要な書類）

第６条　入札参加資格の確認に必要な書類は、次に掲げる書類のうち公告で定められた書類とし、公告で定める期限までに提出するものとする。

（１）単独施工方式

ア　一般競争入札参加資格確認申請書（様式第１－１号）

イ　同種の施工又は履行実績を確認できる書類の写し

ウ　現場代理人及び主任（監理）技術者届出書（様式第２－１号）又は主任技術者届出書（様式第２－２号）

エ　監理技術者補佐届出書（様式第２－１－２号）

オ　配置する予定の技術者（補佐）の法令等による免許の資格者証の写し

カ　要綱第３条第２項第５号の規定により必要と認めて定めた要件に関係する書類

（２）特定建設工事共同企業体による共同施工方式

ア　一般競争入札参加資格確認申請書（様式第１－２号）

イ　特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（千葉市特定建設工事共同企業体取扱要綱（昭和６３年４月１日施行）様式第１号）

ウ　建設共同企業体協定書（千葉市特定建設工事共同企業体取扱要綱様式第２号）

エ　同種の施工実績を確認できる書類の写し

オ　現場代理人及び主任（監理）技術者届出書（様式第２－１号）

カ　配置する予定の技術者の法令等による免許の資格者証の写し

キ　要綱第３条第２項第５号の規定により必要と認めて定めた要件に関係する書類

２　電子入札で執行する建設工事等において、千葉市電子入札システムにより入札参加資格確認申請を行う場合は、前項第１号ア並びに前項第２号ア及びイで定める書類の提出は不要とする。

（開札）

第７条　開札は、入札への参加を申込もうとする者（以下「申請者」という。）が１人である場合にあっても、原則として執行するものとする。

（落札候補者）

第８条　開札においては、次に掲げる者を落札候補者とし、落札決定を保留するものとする。

（１）予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格が設定されている場合は最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行ったもの

（２）地方自治法施行令（昭和２４年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の１０の２第１項の規定により落札者を決定する場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、価格その他の条件が最も有利なもの

２　前項の落札候補者について、最低の価格をもって入札を行った者又は価格その他の条件が最も有利な者が２者以上ある場合は、くじ引きにより落札候補者を定めるものとする。

（落札者の決定等）

第９条　要綱第８条に規定する入札参加資格の有無の確認及び入札参加資格がないと認める場合の理由の審査（以下「資格確認」という。）は、開札日時を基準として、第６条により落札候補者の提出した書類に基づき、当該候補者に対してのみ行うものとする。

２　資格確認の結果、落札候補者について入札参加資格があると認めた場合は、当該候補者を落札者として決定しなければならない。この場合において、落札者への資格確認の結果に係る通知は、落札者決定通知をもって代えることができるものとする。

３　落札者の決定は、原則、開札日の翌々日に行うものとする。この場合において、開札日の翌々日が千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第１号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）にあたる場合は、その翌日とする。

４　市長は、資格確認の結果、落札候補者について入札参加資格がないと認めた場合は、その者の入札を無効とし、当該候補者に対し一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式第４－１号。ただし、建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託の場合は様式第４－２号。以下「資格確認結果通知書」という。）により通知を行うものとする。

５　前項の場合において、第８条第１項第１号に規定する者を落札候補者としていた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で当該候補者に次いで低い価格をもって有効な入札を行った者、第８条第１項第２号に規定する者を落札候補者としていた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、価格その他の条件が当該候補者に次いで有利なもの（以下「次順位者」という。）を新たな落札候補者とし、資格確認を行うものとする。この場合において、次順位者について入札参加資格がないと認めた場合は、その者の入札を無効とし、順次、同様にして入札参加資格があると認める者が確認されるまで資格確認を行うものとする。

６　第８条第２項の規定は、前項の次順位者及び当該次順位者の入札が無効となった後に資格確認を行うこととなった者においてこれを準用する。

（低入札価格調査）

第１０条　前２条の規定にかかわらず、調査基準価格を設定している建設工事等において、千葉市建設工事低入札価格取扱要領（平成８年１月１日施行）及び千葉市測量・建設コンサルタント等業務委託低入札価格取扱要領（平成２１年４月１日施行）に定める低入札価格調査を行う必要が生じた場合は、低入札価格調査を開始する前に、開札日時を基準として、千葉市建設工事低入札価格取扱要領第５条及び千葉市測量・建設コンサルタント等業務委託低入札価格取扱要領第５条に規定する調査対象者全てについて資格確認を行うものとし、入札参加資格があると認めた者に係る低入札価格調査の結果をもって、落札者を決定するものとする。ただし、低入札価格調査の結果、調査対象者を落札者と決定しなかった場合においては、調査対象者を除いたうえで、第９条の規定により落札者を決定する。この場合において、第９条第１項中「開札日時」とあるのは「調査結果が確定した日時」と読み替えてこれを適用する。

（入札前の資格確認等）

第１１条　前３条の規定にかかわらず、第４条第１号に規定する建設工事及び特例政令の適用を受ける建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託については、入札参加資格確認申請の期限を経過後、速やかに、参加資格適格者審査調書（様式第５－１号。ただし、特定建設工事共同企業体の場合は様式第５－２号）を作成し、資格確認を行うものとする。

２　前項の資格確認の結果は、資格確認結果通知書により申請者へ通知するとともに、入札参加資格があると認めた者について入札参加資格者名簿（様式第６号）を作成するものとする。

３　開札においては、次に掲げる者を落札者として決定する。ただし、次に掲げる者が２者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

（１）予定価格の制限の範囲内の価格で最低の価格をもって有効な入札を行った者

（２）令第１６７条の１０の２第１項の規定により落札者を決定する場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、価格その他の条件が最も有利なもの

４　調査基準価格を設定している建設工事等において、低入札価格調査を行う必要が生じた場合は、低入札価格調査の結果をもって落札者を決定するものとする。

（入札参加資格の喪失）

第１２条　前条第１項の資格確認の結果、入札参加資格があると認めた者が、開札日までの間に要綱第３条第１項に規定する入札参加資格を欠くこととなったとき、又は申請書等に虚偽があると判明したときは、その資格を喪失するものとする。

２　市長は、前項の規定による入札参加資格の喪失の事由が明らかとなったときは、一般競争入札参加資格喪失通知書（様式第７－１号。ただし、建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託の場合は様式第７－２号）によりその旨を通知するとともに、入札参加資格者名簿から当該資格喪失者に関する記載を消除するものとする。

（理由の説明）

第１３条　資格確認の結果、入札参加資格がないと認めた者は、その旨の通知を受け取った日から３日（市の休日を含まない。）以内に、その理由について書面により市長に対して説明請求をすることができる。

２　市長は、前項の説明請求があった場合は、請求の日から３日（市の休日を含まない。）以内に、一般競争入札参加資格確認結果回答書（様式第８号）により回答するものとする。

（落札者等の公示）

第１４条　要綱第１１条に規定する公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

（１）工事又は委託名

（２）担当部局名及び所在地

（３）落札決定日

（４）落札者の氏名及び所在地

（５）契約金額

（６）決定した手続

（７）公告日

（８）その他

　　　　附　則

　この要領は、平成７年４月１日から施行する。

　　　　附　則

　この要領は、平成８年４月１日から施行する。

　　　　附　則

１　この要領は、平成１８年４月１０日から施行する。

２　千葉市公募型指名競争入札実施要領（平成７年４月１日施行）は廃止する。

　　　　附　則

１　この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

２　千葉市希望型指名競争入札実施要領（平成１３年７月１日施行）は廃止する。

　　　　附　則

１　この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

２　千葉市業務委託希望型指名競争入札実施要領（平成１６年４月１日施行）は廃止する。

　　　　附　則

　この要領は、平成２１年４月１日から施行する。

　　　　附　則

この要領は、平成２１年１０月１日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に公告する建設工事等について適用し、同日前に公告する建設工事等については、なお従前の例による。

　　　　附　則

　この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

　　　　附　則

　この要領は、平成２３年４月１４日から施行する。

　　　　附　則

　この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

　この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

　この要領は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和元年５月１日から施行する。

附　則

　この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

　この要領は、令和２年１０月１６日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年４月１日から施行する。ただし、この要領による改正後の規定は、この要領の施行の日以降に公告する建設工事等について適用し、同日前に公告する建設工事等については、なお従前の例による。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

なお、従前の様式についても当分の間、使用できるものとする。

－　参考資料　－

|  |
| --- |
| **入札参加資格の結果確認について****（　請　求　）**（あて先）千葉市長　　　公　　告　　日　　　　　　　年　　月　　日　　　工事又は委託名　上記の建設工事等の一般競争入札に参加を申込み、入札参加資格がないと通知を受けましたが、その理由を確認したく、請求いたします。　　　　　　年　　月　　日所在地又は住所　商号又は名称　代表者（受任者）職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　貴　社　所　見　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　注意１　請求をする場合、先に出された一般競争入札参加資格確認結果通知書又は一般競争入札参加資格喪失通知書の中で、入札参加資格がないと認めた理由について述べられておりますが、その理由について貴社としての所見も付けて請求してください。注意２　また、本市の資料と貴社の資料との違いも考えられます。今後の参考とさせていただきますので、より具体的に所見をお聞かせください。 |